

愛媛県NPO法人新型コロナウイルス 感染症対策支援事業の概要

目的

《(1)愛媛版NPO法人持続化給付金》

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受け、国の持続化給付金を受給できないNPO法人に対して、事業継続の下支えをしていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。

《(2)新規事業実施等を対象とした補助金》

新たな課題やニーズに対応するための新規事業等の実施や事業実施におけるオンラインやリモート方式等の新たな導入等に要する経費を助成するものです。

《(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金》

イベントや研修等において感染拡大防止対策のために必要な衛生用品等の購入等に要する経費を助成するものです。

※(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金については、例年実施している事業において感染症対策を実施した場合も補助の対象になります。

対象者

《(1)愛媛版NPO法人持続化給付金》

令和2年7月末時点において、継続して1年以上の活動実績があり、令和2年2月から7月までの収入（寄附金及び助成金等を含む）合計額が平成31年2月から令和元年7月までの収入合計額と比較して、50%以上減少していて、**国の持続化給付金を受給できないNPO法人**。（国の持続化給付金との重複受給はできません。）

《(2)新規事業実施等を対象とした補助金》

《(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金》

新型コロナウイルス感染症に対する事業等に前向きに取り組むNPO法人。（令和2年4月1日～令和3年1月31日の事業が対象。）

※1 いずれも前事業年度までの特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を提出している（申請までに提出できる）NPO法人に限ります。

※2 過去1年以内に政治団体、宗教上の組織若しくは団体からの後援や共催等による事業を行っているNPO法人は原則対象外です。

給付額・助成額

《(1)愛媛版NPO法人持続化給付金》

上限25万円/法人（補助率10/10）

《(2)新規事業実施等を対象とした補助金》

上限20万円/法人（補助率10/10）※ マスクの購入に係る経費は除きます。

《(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金》

上限5万円/法人（補助率10/10）※ マスクの購入に係る経費は除きます。

申請期間

《(1)愛媛版NPO法人持続化給付金》

令和2年9月10日(木)から令和3年1月15日(金)まで

《(2)新規事業実施等を対象とした補助金》

《(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金》

令和2年9月10日(木)から令和2年11月30日(月)まで

愛媛版NPO法人持続化給付金の給付額

「対象者」欄の(1)の要件を満たすNPO法人は、次により算定される給付所要額と25万円を比較して、少ない額を給付します。

給付所要額の算定式： $S = A \times 12 / 6 - B \times 12 / 6$

S：給付所要額

A：平成31年2月から令和元年7月までの収入（寄附金、助成金等含む）

B：令和2年2月から7月までの収入

申請方法

申請は、郵送のみです。（メール、持参による申請は不可）

【提出先・問い合わせ先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

TEL：089-912-2305

提出書類

※提出書類の説明については、「申請要領(県HPに掲載)」をご覧ください。

≪(1)愛媛版NPO法人持続化給付金≫

- ①愛媛版NPO法人持続化給付金交付申請書
- ②誓約書
- ③交付申請額算定シート
- ④活動計算書及び貸借対照表（対象事業年度の詳細は早見表で確認してください。）
- ⑤平成31年2月から令和元年7月までの月別の収入が分かる資料
- ⑥令和2年2月から7月までの月別の収入が分かる資料
- ⑦口座振替申込書兼債権者登録票
- ⑧通帳の写し（表紙、カタカナの名義・口座番号等が分かるページ）
- ⑨会報誌やチラシ等会員向けに刊行している資料
- ⑩その他県が必要と認める書類

≪(2)新規事業実施等を対象とした補助金≫

≪(3)新型コロナウイルス感染症対策への補助金≫

- ①補助金交付申請書
- ②誓約書
- ③事業計画書
- ④収支予算書
- ⑤事業収支計画書
- ⑥口座振替申込書兼債権者登録票
- ⑦通帳の写し（表紙、カタカナの名義・口座番号等が分かるページ）
- ⑧会報誌やチラシ等会員向けに刊行している資料
- ⑨その他県が必要と認める書類

不正受給への対応

申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県の補助金等の支給決定を取り消し、補助金等を返還していただくとともにNPO法人名、代表者氏名及び所在地等を公表します。

また、不正が特に悪質な場合、刑事告発をすることがあります。